

令和7年度

新居浜市立金栄小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、命や人権に関わる問題であり、絶対に許されることではない。また、どの児童にも、起こり得るものである。改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要がある。こうした中、校長のリーダーシップの下、組織的にいじめ問題に取り組むことができるよう、「学校いじめ防止基本方針」を作成した。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするとともに、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 指導体制の確立

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

(2) 構成員

管理職、生徒指導主事、学年主任（学級担任）、養護教諭など

（必要に応じて、学校運営協議会委員、ハートなんでも相談員、所轄警察署員、心理・福祉の専門家等が入る。）

3 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

(2) 人権教育の充実

(3) 道徳教育の充実

(4) 特別活動の充実

(5) 体験活動の充実

(6) 異年齢集団活動の充実

(7) 分かる授業づくり

(8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

(9) 発達障がい等への共通理解

(10) 保護者への啓発

4 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) 絆アンケートの実施及び活用

(2) 相談活動の充実（気軽に相談できる雰囲気づくり）

5 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 事実確認

(2) 組織としての取組と対応

(3) 被害者児童・保護者に対する説明、支援

(4) 加害者児童への指導及び保護者への支援

(5) 教育委員会への報告・連絡・相談

(6) 安全措置

おわりに

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、これを順守していくことは、児童の命や人権を守るために必要不可欠なことである。また、この基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しをしていく必要がある。

令和6年3月25日